申請の要件 2. 根拠法令 第 25 条 12. 火薬類の消費に係る許可 火薬類 取締法 第 1 項 3. 申請に関する説明 ・ 火薬類を爆発又は燃焼させようとする者(廃棄するために火薬類を爆発又は燃焼させようとする者を除く。)は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。 火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量、実施方法が適正であり、かつ、その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 第 12 条 猟銃用火薬等 第25条第2項 許可の基準 施 市

第50条の2 猟銃用火薬類の特則 第 26 条 消費の技術上の基準

第 48 条 消費の許可申請 行 第 49 条 無許可消費数量 第 50 条 消費の技術上の基準

6. 標準処理期間

14 日

(ただし、神奈川県公安委員会への 意見の照会に要する期間は除く。)

細 則 申請部数

3 部

5. 手 数 料

・ 煙火の消費の許可

8. 告示又は通知

7.900円

行

슦

- ・ 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示(平成18年3月31日経済産業省告示第69号)
- ・ 火薬類取締法令の一部改正について (昭和28年8月25日28軽局第833号)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和39年12月10日39軽局第741号)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和45年1月28日45化局第31号)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和49年3月2日49立局第158号)
- ・ 火薬類に関する対策の強化について(昭和50年2月28日50立局第128号)
- ・ 火薬類取扱所の構造等の基準について (昭和55年12月2日55立局第513号)
- ・ 噴出煙火に関する保安技術基準について(平成元年6月1日 通商産業省通知)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈の運用について(平成7年11月15日7立局第500号)
- ・ 火薬類の消費許可等について (平成9年3月17日9保安第19号)
- ・ 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)(平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号)
- ・ 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規) (平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号)
- 煙火消費許可申請の手引き(平成20年4月神奈川県安全防災局工業保安課基準)
- ・ 煙火消費における保安距離の基準(平成7年3月31日 工保第268号 神奈川県工業保安課長通知)
- ・ 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について(令和3年3月1日20210215保局第1号)

9. 審査する事項

火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量、実施方法が適正であり、かつ、その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。

消費の技術上の基準

- 1. 規則第51条から第56条の規定による土木工事、土石採取 その他の事業に係るものの火薬類の消費の基準
- 2. 規則56条の2の規定によるコンクリート破砕器の消費の 基準
- 3. 規則第56条の3の規定による建設用びょう打ち銃用空包 の消費の基準
- 4. 規則第56条の3の2の規定による模型ロケットに用いら れる火薬類の消費の基準
- 5. 規則第56条の3の3の規定による発信器の消費の基準
- 6 規則第56条の4の規定による煙火の消費の基準